

青少年のインターネット利用の現状と 安心・安全な利用環境整備のための取組

平成26年6月17日
事務局

「青少年インターネット環境整備法」について

青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律

■「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律」(「青少年インターネット環境整備法」)は、衆議院青少年特別委員会の委員長提案により提出され成立。

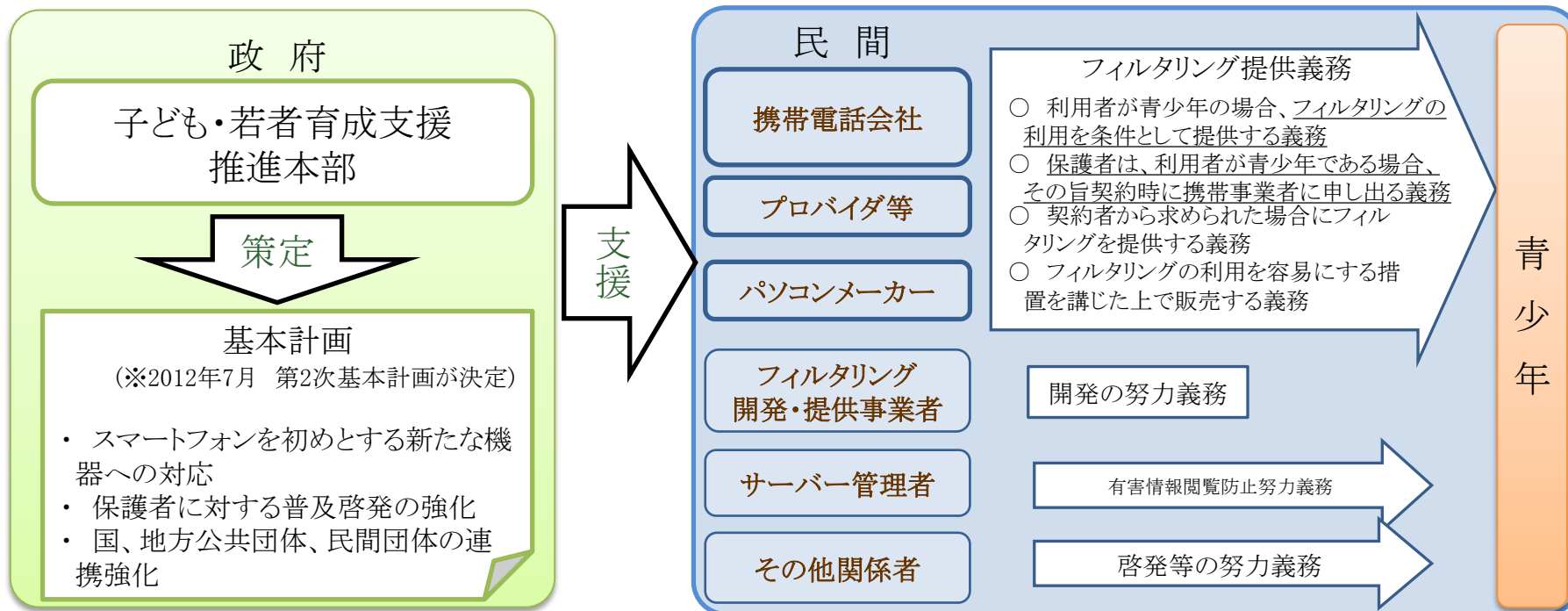
■平成21年4月1日施行(施行後3年以内に見直し検討)。

基本理念

青少年の適切なインターネット活用能力習得
(発達段階に応じた情報の取捨選択能力等)

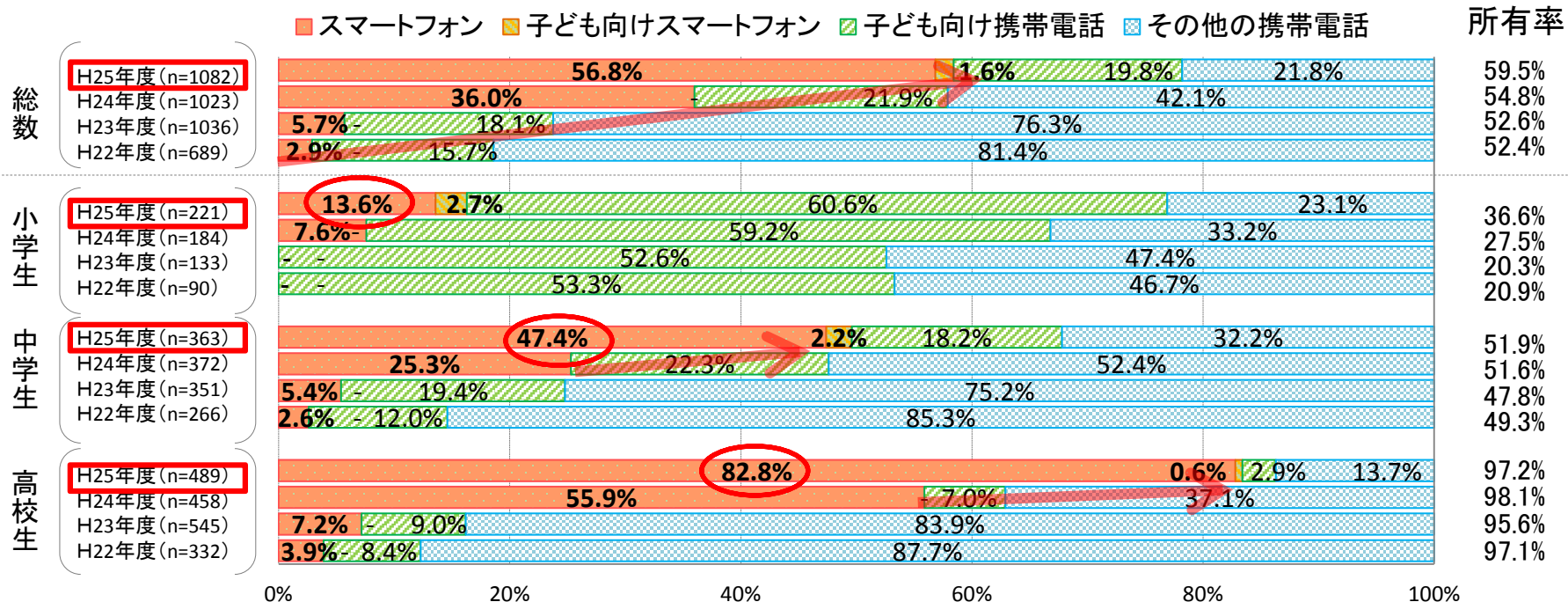
フィルタリング等の推進

民間主導(国等は支援)



青少年の携帯電話保有実態

- 携帯電話を持っている小学生のうち、13.6%はスマートフォンを保有。また、中学生、高校生とも、携帯電話からスマートフォンへの移行が顕著。携帯電話保有の高校生のうち、すでに8割近くがスマートフォンを保有。（平成25年度）
- スマートフォンの普及に伴い、インターネットアクセスとこれによるリスクに遭遇する機会も増大。青少年のインターネット利用について、フィルタリング環境の整備とその利用、青少年・保護者のリテラシー向上が急務。



(注1) 「青少年の携帯電話・スマートフォンの所有機種」は、携帯電話・スマートフォンを持っていると回答した青少年をベースに集計。

(注2) 「所有率」は、青少年回答者全体のうち、携帯電話・スマートフォンを持っている率を示す。

・調査方法：調査員による個別面接方式

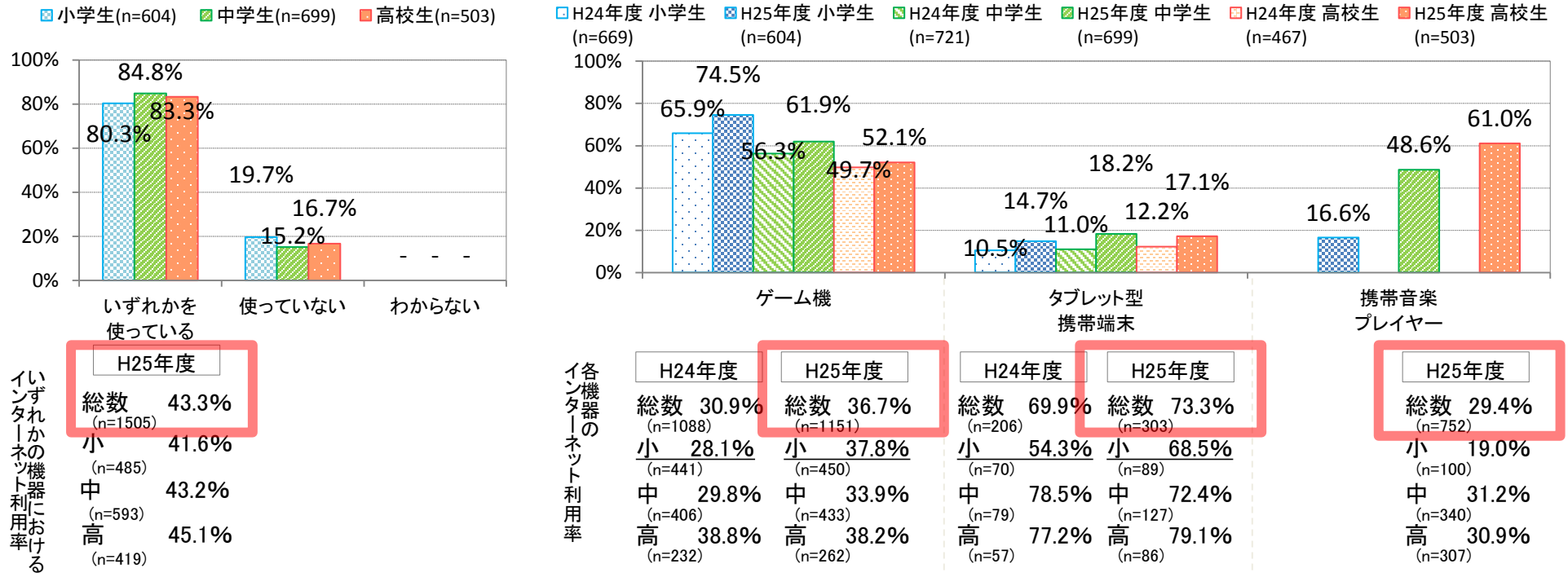
・調査時期：平成25年11、12月

出典：内閣府「平成25年度青少年のインターネット利用環境実態調査調査結果(概要)」(平成26年3月)

青少年のインターネット接続機器の利用状況

- 青少年の8割以上がゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーのいずれかを使用。いずれかの機器におけるインターネット利用は、4割前半。
- 使用する機器におけるインターネット利用は、ゲーム機では3割台後半で、小学生のインターネット利用が増加。タブレット型では7割台前半、携帯音楽プレイヤーでは約3割。

青少年のゲーム機・タブレット型携帯端末・携帯音楽プレイヤーの使用率及びインターネット利用率 (青少年調査)



(注1) 「使用率」は青少年の回答者全体をベースに集計。

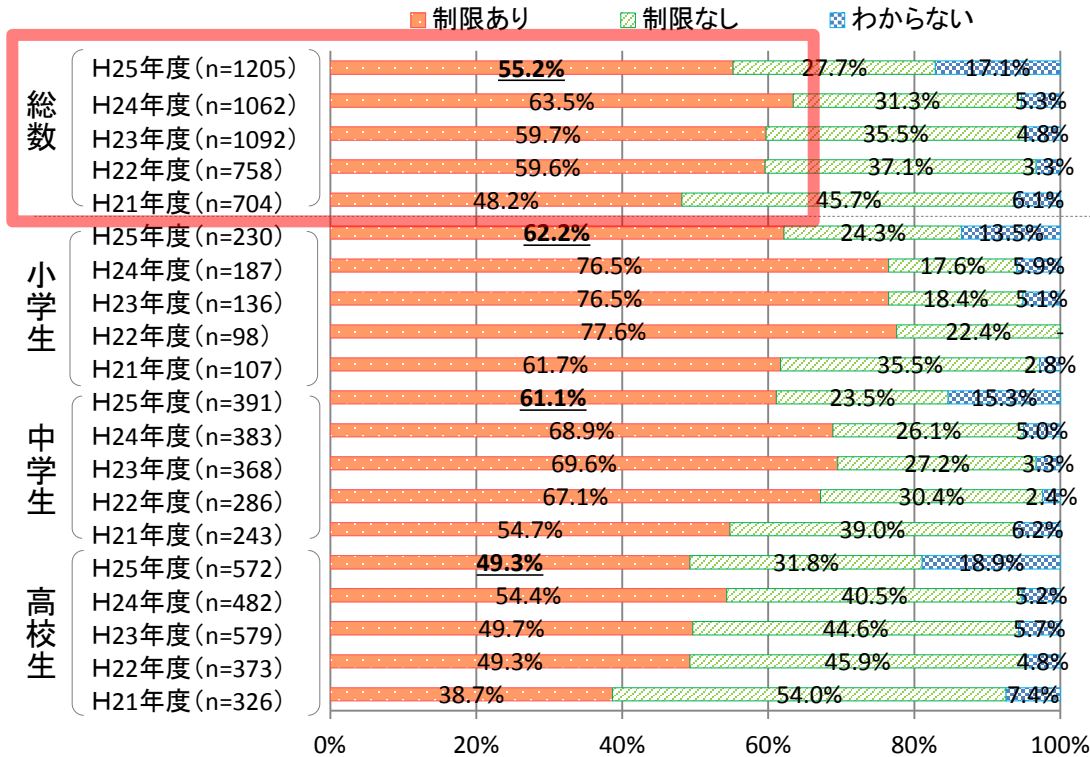
(注2) 「いずれかの機器におけるインターネット利用率」は、「ゲーム機」「タブレット型携帯端末」「携帯音楽プレイヤー」のいずれかを使用していると回答した青少年のうち、インターネットを利用している率を示す。

(注3) 「各機器のインターネット利用率」は、それぞれの機器を使用していると回答した青少年のうち、インターネットを利用している率を示す。

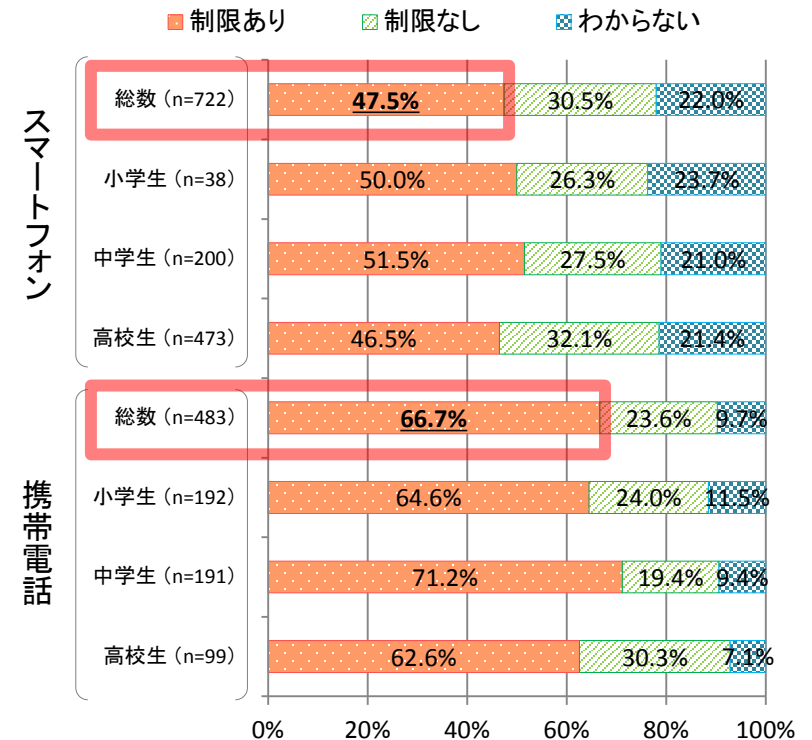
青少年の携帯電話フィルタリング利用状況

- 携帯電話・スマートフォンにおけるフィルタリング等利用率は、前年と比べて減少。
- 携帯電話・スマートフォンにおけるフィルタリング等利用率は、小学生で6割前半、中学生で6割強、高校生で約5割。いずれの学校種においても減少。また、携帯電話に比べ、スマートフォンにおけるフィルタリング等利用率が低い。

フィルタリング等利用率(携帯電話・スマートフォン、経年比較)



平成25年度 所有機種別フィルタリング等利用率



(注1) 「フィルタリング等」とは、フィルタリングや機種・設定により閲覧を制限することをいう。

(注2) 「フィルタリング等利用率(携帯電話・スマートフォン、経年比較)」は、青少年が携帯電話・スマートフォンを持っていると回答した保護者をベースに集計。

(注3) 「フィルタリング等利用率(携帯電話・スマートフォン、経年比較)」における平成25年度の数値は、携帯電話及びスマートフォンのフィルタリング等利用率を合算して集計。

(注4) 「平成25年度 所有機種別フィルタリング等利用率」は、青少年が携帯電話を所有していると回答した保護者と、青少年がスマートフォンを所有していると回答した保護者それぞれをベースに集計。

(保護者調査)

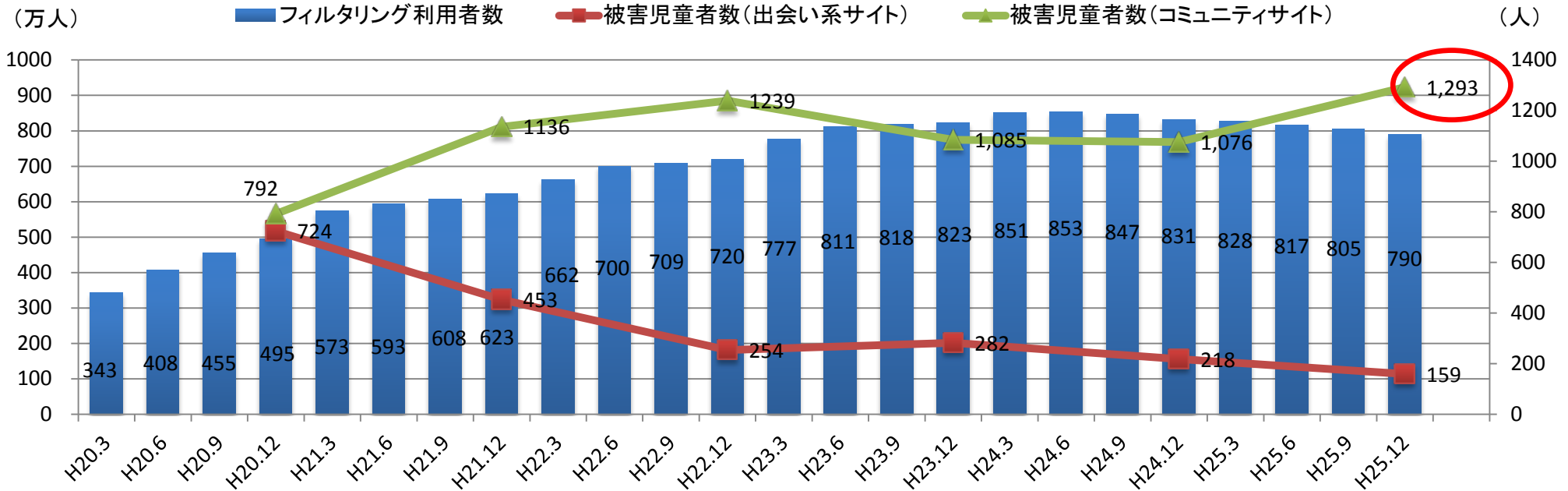
青少年のフィルタリング利用状況等の推移

✓ 携帯電話・PHSのフィルタリングサービスの利用者数は約790万人(平成25年12月末時点)。

※「青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律(平成21年4月1日施行)」において、携帯電話会社(携帯電話インターネット接続役務提供事業者)には、青少年へのフィルタリングサービス提供義務が課されている。(保護者が不要との申出をした場合を除く。)[同法第17条]

✓ 携帯電話フィルタリングサービスの普及に伴い、出会い系サイトに関連した青少年被害は減少。

✓ **コミュニティサイトにおける青少年被害**(わいせつな行為等の青少年保護育成条例違反等)は、平成22年をピークに減少していたが(平成22年1,239人→平成23年1,085人→平成24年1,076人)、**平成26年2月の調査結果では青少年被害者数は再び増加傾向(平成25年1,293人)**。



※フィルタリング利用者数: (社)電気通信事業者協会の報道資料をもとに総務省作成

※出会い系サイト等被害児童者数: 警察庁「平成25年中の出会い系サイト及びコミュニティサイトに起因する事犯の現状と対策について」(H26.2.27)

＜冷蔵庫に入っているコンビニ店員の写真＞

- 高知県のコンビニエンスストアの店員がアイスクリームケースの中に入っている写真がインターネット上(Facebook)に公開された。コンビニエンスストアはその店員を解雇し、当該店舗とのFC契約を解除し、当該店舗の休業を決定した(H25.7.15)。



※以後、類似の事案がスーパーやレストラン等でも発生。

平成25年夏頃、SNSを通じた不適切写真の投稿による炎上事件が増加

＜地下鉄の線路上で撮影した写真＞

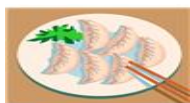
- 神戸市交通局は市営地下鉄大倉山駅とみられる線路に少年らが立ち入り、ピースサインをした画像がインターネット上(Twitter)に公開されたことを発表(H25.8.29)。同日、兵庫県警に通報した。

※同時期に大阪市営地下鉄でも類似の事案が発生。



＜餃子店での客による不適切行為写真＞

- 石川県の餃子店にて、来店した客が公序良俗に反する不適切な行為を行った上、当該画像を撮影しインターネット上(Facebook)に公開した(H25.9.3 餃子店がその事案を公表)。
- 上記を受けて、餃子店側は客に対し業務妨害と公然わいせつ罪で告訴(H25.9.10)し、その後その客は逮捕された(H25.10.7)。



＜土下座の強要・土下座写真＞

- 北海道で女性が衣料品店で購入した商品を不良品と訴え、従業員に土下座させた上、その様子を撮影した写真をインターネット上(Twitter)に公開した(H25.9.3)。
- さらに、自宅に来て謝罪するよう約束させたとして、その女性は強要の疑いで逮捕された(H25.10.7)。



- 青少年が携帯電話やインターネットを安心・安全に利用できる環境を整備することが必要であり、特に、スマートフォンの急速な普及を踏まえ、コミュニケーションアプリ(LINE・カカオトーク等)をはじめとしたソーシャルメディアの利用の拡大を踏まえた対応が急務。

課題① 違法・有害情報への対応

- インターネットサイト上における**違法・有害情報**を閲覧することにより、青少年の健全な育成に悪影響を及ぼすリスク
- 特に、メッセージ交換等のコミュニケーション機能を用いて、見知らぬ大人と出会うことにより、**青少年福祉犯被害**が発生

課題② 不適正な利用への対応

- ① 有料アイテム課金等によるオンラインゲームの**高額請求・高額課金**の広がり
- ② 長時間利用(1日数時間以上)の急増によるネット依存・潜在的**ネット依存**のリスクの高まり、日常生活への支障
- ③ 「既読無視」による「**いじめ**」に代表されるコミュニケーション・ストレス
- ④ ソーシャルメディアへの不適切な写真の掲載等、ICTの利用**モラル**の課題、不用意なコメントや他人の情報発信による「**炎上被害**」



- 違法・有害情報の閲覧を制限する「**フィルタリング**」の推進
- 青少年保護対策を講じていれば閲覧制限の対象でも閲覧可能とする**第三者機関による認定制度の促進**
(主としてコミュニケーション機能を有するサイト等)

【事業者による主な青少年保護対策】

- ・ **メッセージ内容の監視**
(利用者の同意の下、青少年のメッセージ内容を事業者が確認し、不適切な投稿の送信停止等を措置)
- ・ **利用者からの通報への対応**
(不適切な利用者を運営者に通報し、送信者の利用停止等を措置)
- ・ **利用者の年齢情報の把握による利用制限**
(青少年による成人とのコミュニケーションの利用制限等を措置)



- **事業者による利用金額制限の設定等の自主規制**

(例) ソーシャルゲーム事業者における例
15歳以下は、月額5千円まで
18歳以下は、月額1万円まで 等

- **利用者の適正な利用・モラル向上に向けた周知啓発**

- ・ PTA(保護者・教職員)や青少年に対するセミナー等の周知啓発活動
- ・ 学校内や親子の間における約束・ガイドラインの作成促進



○青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律（平成20年法律第79号）
（抄）

（携帯電話インターネット接続役務提供事業者の青少年有害情報フィルタリングサービスの提供義務）

第十七条 携帯電話インターネット接続役務提供事業者は、携帯電話インターネット接続役務を提供する契約の相手方又は携帯電話端末若しくはPHS端末の利用者が青少年である場合には、青少年有害情報フィルタリングサービスの利用を条件として、携帯電話インターネット接続役務を提供しなければならない。ただし、その青少年の保護者が、青少年有害情報フィルタリングサービスを利用しない旨の申出をした場合は、この限りでない。

2 携帯電話端末又はPHS端末をその保護する青少年に使用させるために携帯電話インターネット接続役務の提供を受ける契約を締結しようとする保護者は、当該契約の締結に当たり、携帯電話インターネット接続役務提供事業者に対しその旨を申し出なければならない。

（インターネット接続役務提供事業者の義務）

第十八条 インターネット接続役務提供事業者は、インターネット接続役務の提供を受ける者から求められたときは、青少年有害情報フィルタリングソフトウェア又は青少年有害情報フィルタリングサービスを提供しなければならない。ただし、青少年による青少年有害情報の閲覧に及ぼす影響が軽微な場合として政令で定める場合は、この限りでない。

フィルタリングの実施方法

- フィルタリングサービスは、カテゴリごとに制限するブラックリスト方式で行うことを前提とし、**第三者機関により認定された個別サイトが反映されることにより、閲覧制限の対象を最小限に止める仕組み。**
- 青少年が安心・安全に利用できるように、フィルタリングの仕組みを活用していくことが重要。

スマートフォンによる
インターネットの利用形態



特定分類アクセス制限方式
によるフィルタリング

下記のとおり、個々のサイト・アプリをカテゴリ別に分類

閲覧不可

閲覧可能

| |
|-----------|
| 不法 |
| 薬物 |
| 自殺 |
| 出会い |
| 暴力・恐怖 |
| ポルノ |
| 裏情報 |
| セキュリティ |
| 翻訳・キャッシュ |
| コミュニケーション |
| ギャンブル・宝くじ |
| 飲酒・喫煙 |
| 成人娯楽 |
| 主張 |
| ショッピング |
| 懸賞・副収入 |
| 趣味・娯楽 |

ただし、閲覧不可のサイト・アプリでも、下記の場合は閲覧可能となる

アプリ提供者が
第三者機関※による認定を
受けたサイト・アプリ

(青少年が安全安心に利用できるため、個人間通信のモニタリング等必要な措置を講じているサイト等を認定)

※ 一般社団法人モバイルコンテンツ審査・運用監視機構(EMA)等

(保護者の同意の下で)
利用者が個別に
カスタマイズ機能を
用いて閲覧可能とした
サイト・アプリ

閲覧可能

- 従来の携帯電話ではネットワーク側においてフィルタリングを提供していたが、スマートフォンにおいては、事業者が端末にフィルタリングアプリを導入することで、対応を進めつつある。

従来型携帯電話端末 (フィーチャーフォン)



ブラウザによる閲覧

- ・携帯電話事業者のブラウザ (iモード、Ezweb、Yahoo!ケータイ)
- ・PCサイトブラウザ

携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE)

ネットワーク側でのフィルタリングでは、利用者はソフトのインストール等特段の操作を必要としない

スマートフォン



ブラウザによる閲覧

(例)



safari



Internet Explorer

等

アプリケーションの利用

(ダウンロードしてインストール)

携帯電話事業者のネットワーク(3G・LTE)

無線LAN

※ ただしアプリについては、フィルタリング機能なし

フィルタリングサーバー

インターネット

以下の2つの課題に対応するため、携帯電話事業者において、端末へのソフト(フィルタリングアプリ)をインストール

- ① 携帯電話事業者以外が運営する無線LAN経由でのサイトの閲覧を制限
- ② 青少年に有害なアプリケーションの起動制限

| | (1)ウェブサイトの閲覧制限 (無線LAN対策) | | (2)アプリの起動制限 | |
|----------------|--|---|---|---|
| | Android | iOS※1 | Android | iOS |
| NTTドコモ | <ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタリングアプリを端末にインストールして行う ・ 平成25年8月28日から提供開始(ファミリーブラウザ for docomo)【NS】※2、3 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同左 ・ 平成26年3月31日から提供開始(ファミリーブラウザ for docomo)【NS】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ フィルタリングアプリを端末にインストールして行う ・ 平成23年10月7日から提供開始(あんしんモード)【NS】※4 | <ul style="list-style-type: none"> ・ OS機能として成長度合(年齢)に応じた ① アプリのダウンロード制限 ② アプリの起動制限 |
| KDDI | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 平成24年11月1日から提供開始(安心アクセス for Android)【NS】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 平成25年6月13日から提供開始(安心アクセス for iOS)【NS】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 平成24年11月1日から提供開始(安心アクセス for Android)【NS】 | |
| ソフトバンク モバイル | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 平成25年2月1日から提供開始(スマホ安心サービス)【DAJ】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 平成22年5月17日から提供開始(Yahoo!あんしんねっと for Softbank)【Yahoo】 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 同上 ・ 平成25年2月1日から提供開始(スマホ安心サービス)【DAJ】 | |

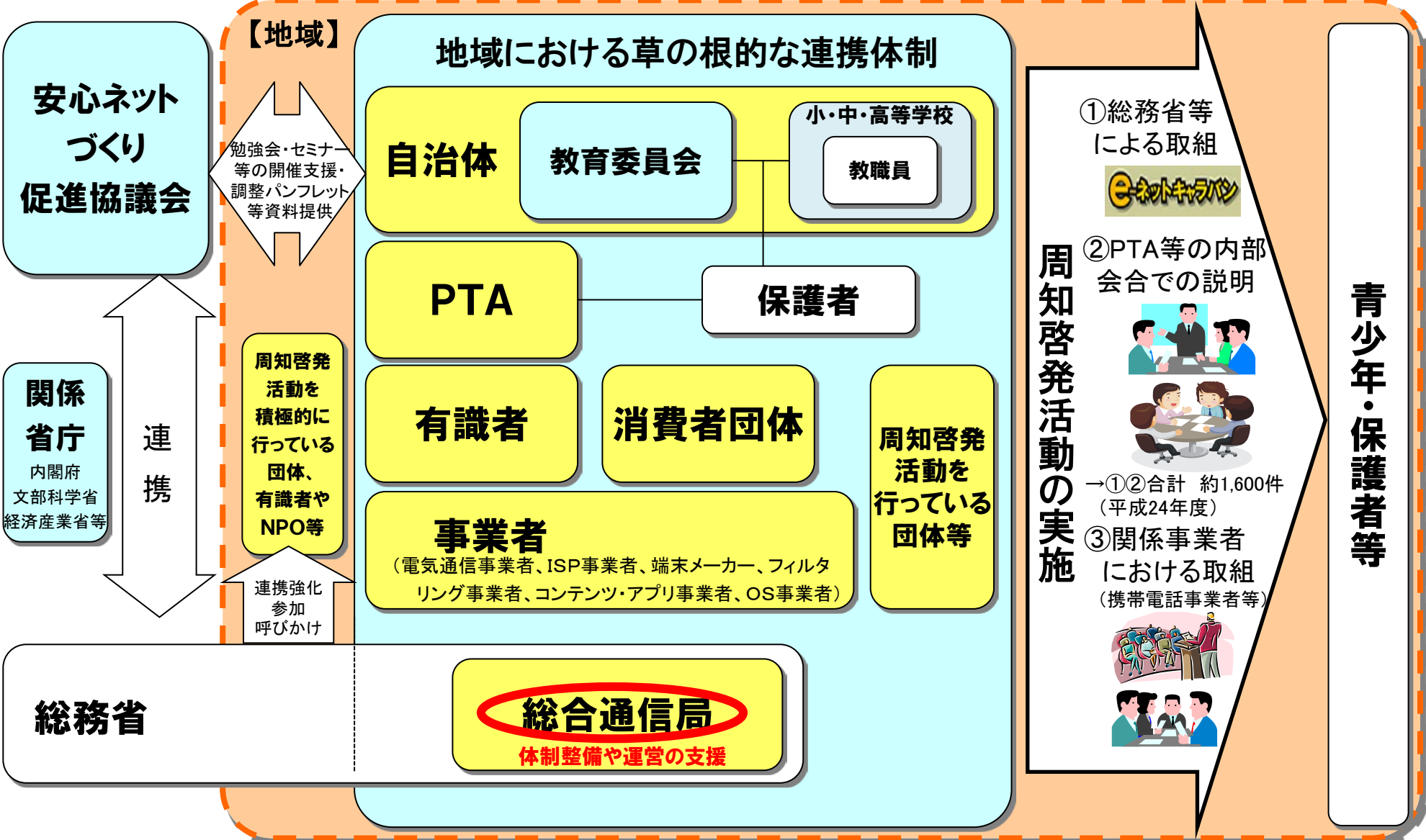
※1 iOS7については、新たにWebサイトのフィルタリング機能が追加された(「アダルトコンテンツを規制」(ブラックリスト方式))。

※2 【】…リスト提供事業者(NS→アルプスシステムインテグレーション(株)／ネットスター(株)、DAJ→デジタルアーツ(株)、Yahoo→ヤフー(株))

※3 スマートフォンforジュニア2には、ウェブサイト閲覧制限の機能を搭載。

※4 スマートフォンforジュニア2には、アプリ起動制限の機能を搭載。

○ スマートフォンの普及を受け、各地域で関係者が幅広く連携し、リテラシー向上のための普及啓発活動を実施することができる体制整備を、総務省・総合通信局がコーディネータとなり推進。



e-ネットキャラバンの概要

子どもたちのインターネットの安全な利用を目的に、インターネットの「影」の部分の存在も理解し、適切に対応可能とするための講座を、情報通信分野等の企業・団体と総務省・文部科学省が協力して全国で開催。企業・団体は、無償で職員を講師に派遣する等、CSR (Corporate Social Responsibility: 企業の社会的責任) 活動として参画。

- ◆対象者 : 保護者・教職員等。平成23年度から児童・生徒も対象。
- ◆実施主体 : 一般財団法人マルチメディア振興センター (FMMC)
- ◆協力団体 : 通信事業者等民間団体 (233社)、公益法人 (12団体※)、政府・自治体 (2省・22団体)、その他 (42団体) ※FMMCを含む。
- ◆講師 : 認定講師 1,780名 (平成26年3月31日現在)
- ◆講演内容 : ケータイ依存、ネットいじめ、ネット誘引、ネット詐欺など、子どもに迫るネット危機の実態を正しく知り、予防と対策法を学ぶ。
- ◆開始年度 : 平成18年4月から実施。
- ◆実績 :

| | | |
|--------|------|-------|
| 平成18年度 | 実施件数 | 453件 |
| 平成19年度 | 実施件数 | 1089件 |
| 平成20年度 | 実施件数 | 1208件 |
| 平成21年度 | 実施件数 | 624件 |
| 平成22年度 | 実施件数 | 557件 |
| 平成23年度 | 実施件数 | 900件 |
| 平成24年度 | 実施件数 | 1524件 |
| 平成25年度 | 実施件数 | 2073件 |



4月以降開催
受付445件

(平成26年3月31日現在)



- 総務省のウェブページ:
http://www.soumu.go.jp/main_sosiki/joho_tsusin/kyouiku_joho-ka/e-netcaravan.html
- e-ネットキャラバンのウェブページ:
<http://www.e-netcaravan.jp/>

○ 多くの青少年が初めてスマートフォン等を手にする春の卒業・進学・新入学の時期に特に重点を置き、関係府省庁・PTA・学校・関係事業者等と協力して「春のあんしんネット・新学期一斉行動」として集中的に取り組を展開。

- ✓ 近年、スマートフォン等の急速な普及に伴い、無料通話アプリやSNS・オンラインゲーム等のいわゆるソーシャルメディア等を利用して利用者は高い利便性を得ることができる
一方、長時間利用による生活習慣の乱れや、それらの不適正な利用により、青少年が犯罪被害に遭遇したり、いじめやプライバシー上の問題等につながる
- ✓ このため、未来を担う青少年が、そのようなリスクとそれに対する対応を理解した上で、スマートフォン等を正しく利活用できる環境を整えることが、従来にも増して重要となっている。

春のあんしんネット・新学期一斉行動(平成26年春)

(1)店頭におけるフィルタリングの説明等の徹底

スマートフォン等の購入時に店頭におけるフィルタリングの説明及び提供が適切になされ、また啓発資料等を通じ保護者がフィルタリングについて十分な知識が身につけられるよう、関係府省庁・PTA・事業者等が協力して取組を推進【PTA、携帯電話事業者、関係府省庁等】

(2)家庭におけるルールづくりの推奨

スマートフォンやソーシャルメディア等のリスクについて、家庭で話し合った上で正しく利用するための家庭のルールを作ることとを促すよう関係府省庁・事業者等が協力して積極的に周知を実施【安心協、関係府省庁等】

(3)学校や地域・事業者のサービス提供における普及啓発活動の展開

春の卒業・進学・新入学の時期における学校行事やその他地域での研修会等の機会を活用し、また関係事業者のサービス提供において、スマートフォン等の安心・安全な利用に関し、青少年、保護者、教職員等の関係者の意識を高めるような普及啓発活動を積極的に実施【携帯電話事業者、安心協、関係府省庁等】

- 関係府省庁では、PTA(一般社団法人全国高等学校PTA連合会及び公益社団法人日本PTA全国協議会)に対し、保護者への啓発の強化等の協力を依頼する文書を発出(平成26年2月6日、2月19日に発出)

※このほかにも事業者・事業者団体等において検討中

事業者

○ 携帯電話事業者

- ・店頭におけるフィルタリングに関する説明の強化（契約者・利用者の確認の際、青少年法・フィルタリングの設定や解除した場合のリスクについての説明。店頭モニターやタブレット等でDVDによる注意喚起等）
- ・事業者による学校等でのセミナー等における説明内容の重点化（購入時におけるフィルタリングの確認や購入後の解除に伴うリスクの認識、スマートフォンやソーシャルメディアの利用に当たっての家庭におけるルール作り等）

○ ソーシャルゲーム事業者等

- ・サービスのトップページ、広告媒体（チラシ、パンフレット、雑誌等）、啓発用アカウント等を活用した注意喚起（例：見知らぬ人との接触（犯罪被害に遭遇する可能性）をしないこと、利用時間や利用金額について家庭で話し合うこと）

○ フィルタリング提供事業者

- ・スマートフォンを利用する上での危険について疑似体験できる啓発アプリの開発及び普及啓発活動における周知

利用者

○ 保護者（（一社）全国高等学校PTA連合会・（公社）日本PTA全国協議会）

- ・2月の全国会合で関係府省庁から説明
- ・関係府省庁からの通知文書を地域のPTAへ展開
- ・地域のセミナー等における説明内容の重点化（購入時におけるフィルタリングの確認や申出、家庭におけるルール作り、学校や地域における取組の実施）

○ 学校（都道府県教育委員会等）

- ・関係府省庁からの通知文書を市町村教育委員会・各学校へ展開
- ・保護者や児童生徒に対して、スマートフォン等の安心・安全な利用に関する意識を高め、注意喚起を促すための取組（購入時におけるフィルタリングの確認や申出、家庭におけるルール作り、発達段階に応じた情報モラルに関する指導）を積極的に推進

関係者が
一体となって
取組を強化

関係府省庁

① 通知文書（一斉行動の趣旨説明や協力依頼）の発出

- ・高校PTA・日本PTA（小中）あて（内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房IT総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省）
- ・関係事業者（携帯電話事業者等）あて（総務省）
- ・都道府県教育委員会等あて（文部科学省）

② 関係府省庁における取組

- ・リーフレットの作成及び普及（内閣府・総務省・経済産業省・内閣官房IT総合戦略室・警察庁・消費者庁・法務省・文部科学省）
- ・地域における周知啓発活動（e-ネットキャラバン等）における説明内容の重点化（購入時におけるフィルタリングの確認や購入後の解除に伴うリスクの認識、スマートフォンやソーシャルメディアの利用に当たっての家庭におけるルール作り等）（総務省・文部科学省・（一財）マルチメディア振興センター）
- ・地域における先進的な取組を収集・支援し、事例の取りまとめ（総務省等）
- ・小中学生向け及び高校生向けリーフレットをそれぞれ作成及び配布（文部科学省）

関係団体

○ 安心ネットづくり促進協議会

- ・地域のセミナーにおける説明内容の重点化（購入時におけるフィルタリングの確認や購入後の解除に伴うリスクの認識、スマートフォンやソーシャルメディアの利用に当たっての家庭や学校におけるルール作り等）

○ 事業者団体（TCA（携帯電話事業者）、JASGA（ソーシャルゲーム））等

- ・店頭におけるフィルタリングに関する説明の強化（TCA）
- ・団体で作成した啓発アプリについて利用者へ積極的に周知（JASGA）

1 フィルタリングの推進

背景事情

- 青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年インターネット環境整備法の下で、表現の自由と青少年の健全な育成のバランスを考慮しつつ、フィルタリングの推進が図られてきた。
- **コミュニティサイトにおける青少年被害児童件数は、フィルタリングの推進や各コンテンツ事業者の取組等により減少傾向にあったものの、スマートフォンの急速な普及等に伴い、新たなソーシャルメディアサービスが普及し、近年、再び増加傾向。**
- 青少年からの要望により、**フィルタリングのID・パスワードを管理する保護者がそのリスク等を十分に認識することなく、フィルタリングを解除してしまう場合等があり、フィルタリングの利用率が低下傾向**にある調査結果もある。
- スマートフォン以外にも、携帯ゲーム機や携帯音楽プレイヤー等の端末、無線LAN接続によるインターネット接続、MVNO等の新たな携帯電話サービス等、**青少年におけるインターネット利用機会は一層拡大。**

論点

- フィルタリングについては、携帯電話事業者、フィルタリング事業者、OS事業者、第三者機関等の多様な関係者が関わっている。特に、スマートフォン環境では、無線LAN経由で利用する場合やアプリケーションを利用する場合を踏まえ、携帯電話事業者のネットワーク上でフィルタリングサービスが提供されていた従来の携帯電話とは異なり、携帯電話端末上で提供される等の環境変化が生じている。このように、**フィルタリングについて、関係者の役割や連携の全体像が利用者にとってもわかりにくくなっているのではないか。**
- 青少年の安心・安全なインターネット利用環境を整備し、**2020年代へ向けたフィルタリングの枠組みについてあるべき方向性を見定めることが必要ではないか。**
 - ① 関係者の役割分担や関係者間の連携はいかにあるべきか
 - ② フィルタリングの不十分な点や課題を共有し解決するために枠組みはいかにあるべきか

2 リテラシーの向上

背景事情

- 青少年が安心・安全にインターネットを利用できる環境を整備するため、青少年インターネット環境整備法の下で、フィルタリングの推進とともに、青少年や保護者のリテラシーの向上が図られてきた。
- スマートフォン以外にも、携帯ゲーム機や携帯音楽プレイヤー等の端末、無線LAN接続によるインターネット接続、MVNO等の新たな携帯電話サービス等、**青少年におけるインターネット利用機会は一層拡大**。このような状況に伴い、関係する事業者も多様化するとともに、青少年や保護者が把握しておくべき情報量も増加している。
- 関係事業者や国等においても、学校や保護者が集う場等において、インターネットの安心・安全な利用に係る啓発講座等を実施しているところであるが、**地域における問題意識の高まりに伴い地域における需要は一層高まっている**。
- 地域での講座に出席する利用者は、元々意識の高い場合が多く、それ以外の**比較的関心が薄い方々**はなかなか出席されず、そのアプローチが困難。

論 点

- リテラシーの向上については、近年の関係事業者等や関係府省庁により行われている取組と実績を踏まえ、様々な周知啓発活動が**各地域において自主的に、持続可能な形で今後とも展開し続けられるための枠組みを明らかにする必要があるのではないか**。
- このような観点を踏まえつつ、**地域におけるリテラシー向上に向けた効率的・効果的な手法を検討していく必要があるのではないか**。
 - ① 青少年や保護者にアプローチが可能な地域で主導できる「人材」
 - ② 地域に必要な「情報」の在り方
 - ③ その正しい情報の効率的・効果的に地域に「送り届ける方法」